

令和8年度

# 燕市水田農業経営の 推進方針



燕市オリジナルキャラクター  
桜咲ユメ ©新潟県燕市

令和8年1月

燕市農業再生協議会

## 目 次

1	基本的な考え方	1 ページ
2	令和 8 年産米需要量情報等について	
3	推進方策	2 ページ
4	推進体制	4 ページ
5	経営所得安定対策	5 ページ
6	低コスト生産に取り組む農業者への支援（旧「水田リノベーション事業」）	6 ページ
7	市の補助について	7 ページ
8	令和 8 年産水稻生産実施計画書の書き方	8 ページ
	令和 8 年度 加工用米等面積換算表	12 ページ
9	地域計画の概要	13 ページ
10	農地の賃貸借手続について	14 ページ
11	農地中間管理事業とは	
12	収入保険制度について	15 ページ
13	「5 年水張りルール」について	16 ページ
14	環境負荷低減の取組の「見える化」について	
15	環境保全型農業直接支払交付金について	17 ページ
16	多面的機能支払交付金について	18 ページ
17	農地をウェブで検索できます（eMAFF 農地ナビのご案内）	19 ページ
18	農政課情報発信メールのご案内	
19	リンク集	20 ページ

# 令和8年度燕市水田農業経営の推進方針

## 1 基本的な考え方

いわゆる「令和の米騒動」に、国は、否が応でも米政策の大転換を迫られました。前政権下においては、流通量の確保と価格安定のため備蓄米を放出したうえで、令和7年8月に「増産」の方向性を示しました。

しかし、同年10月には、新政権下において「需要に応じた生産」に軌道修正するなど、米政策は政治情勢により大きく揺れ動く状況となっています。

また、主食用米については、仮渡金価格の高騰により生産者の生産意欲が高まり、作付面積、収穫量が増加したものの、令和7年産米の販売数量は鈍化しています。加えて、消費者の買い控え傾向が見られるなど、在庫量の増加が懸念されており、農業収入が回復基調にあった中において、令和8年産の米価が大きく下落する危険性をはらんでいます。

このような状況下、令和8年産において過度な主食用米の増産が生じれば、需給バランスが崩れ、米価の下落を招き、ひいては自らの農業経営に大きな打撃を与えてしまうことになります。

令和8年産においても、「めやす」に沿った適正生産となるよう、非主食用米や大豆、園芸作物を生産するなど、引き続き需要に応じた生産に取り組んでいくことが肝心です。

## 2 令和8年産米需要量情報等について

### (1) 国の対応

国が令和7年10月31日に公表した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において、令和8年の主食用米等生産量を令和8/9年の需要見通しの上位値である711万玄米トンに設定しました。

### (2) 県・県農業再生協議会の対応

令和7年産の新潟県の作況単収指数は102（生産者ふるい目幅 令和7年12月12日公表）と豊作傾向にあり、目標数量を超過する生産となりました。

一方、非主食用米の需要に応えきれていないほか、主食用米においてもコメ関連産業の需要に応えるとして、非主食用米のほか新たに「酒米」と「もち米」の生産目標を設定しました。

### (3) 市・市農業再生協議会の取組

市が、県の主食用米の生産目標を参考に、市農業再生協議会における主食用米の生産目安を設定します。

市農業再生協議会として、農業者自らの経営判断による生産を目指しつつ、関係機関が連携し、令和8年産においても、生産の目安となる数値を農業者個々に示します。

#### (4) 主食用米需要量情報

	数量（単位：t）			面積（単位：ha）		
	令和8年産 生産目安	令和7年産 生産目安	対比（%）	令和8年産 生産目安	令和7年産 生産目安	対比（%）
全 国	<b>7,110,000</b>	6,830,000	104.1	—	—	—
新潟県	<b>562,000</b>	562,400	99.9	<b>103,700</b>	103,800	99.9
燕 市	<b>20,953</b>	21,010	99.7	<b>3,631</b>	3,635	99.9

#### (5) 基準単収

577kg/10a （令和7年産 578kg/10a）

#### (6) 作付目安面積率

68.97% （令和7年産 69.56%）

### 3 推進方策

#### (1) 需要に応じた売れる米づくりの推進

- ① 需要動向に応じた作付けとともに、食味や品質の向上による売れる米づくりを推進します。
- ② コシヒカリと早生品種等の組み合わせによる作期幅拡大、先進技術の活用、直播栽培の導入等により生産費の削減を図ります。
- ③ 消費者の安全・安心志向に応えるため、「生産履歴の記録」を徹底するとともに、環境負荷低減のため「環境保全型農業」を推進します。

#### (2) 水田・畑地の活用による作物の生産拡大の推進

- ① 水田のフル活用による生産拡大の推進
  - ・ 麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、W C S 用稲、加工用米、輸出用米、園芸作物等の生産を拡大し、水田のフル活用を図ります。
  - ・ 大豆について、栽培マニュアルに基づいた栽培管理により、単収の増加、高品質化を推進します。
- ② 畑の活用による作物の生産拡大の推進
  - ・ 園芸作物等の生産拡大により、畑の不作付状態の解消を図ります。

### (3) 水田収益力強化ビジョンの実践を通じたブランド作物の作付拡大

- ① 水田において、以下の作物について、市内全域で作付拡大を推進し、産地化を図ります。
- ② 産地化を図るうえで、「大豆」、「えだまめ」及び「たまねぎ」は大区画のほ場でも作業が可能で収益性が見込めることから、栽培マニュアルを作成する等、重点的に作付拡大を推進します。

#### ● 水田収益力強化ビジョン推進作物

<b>大豆</b>	<b>えだまめ</b>	<b>たまねぎ</b>		
きゅうり	トマト	ブロッコリー	なす	キャベツ
さといも	ねぎ	アスパラガス	いちじく	そらまめ

- ③ 燕市独自ブランド米コシヒカリの二枚看板である

- ・ 「えちごつばめの『飛燕舞』」
- ・ 「つば九郎米」

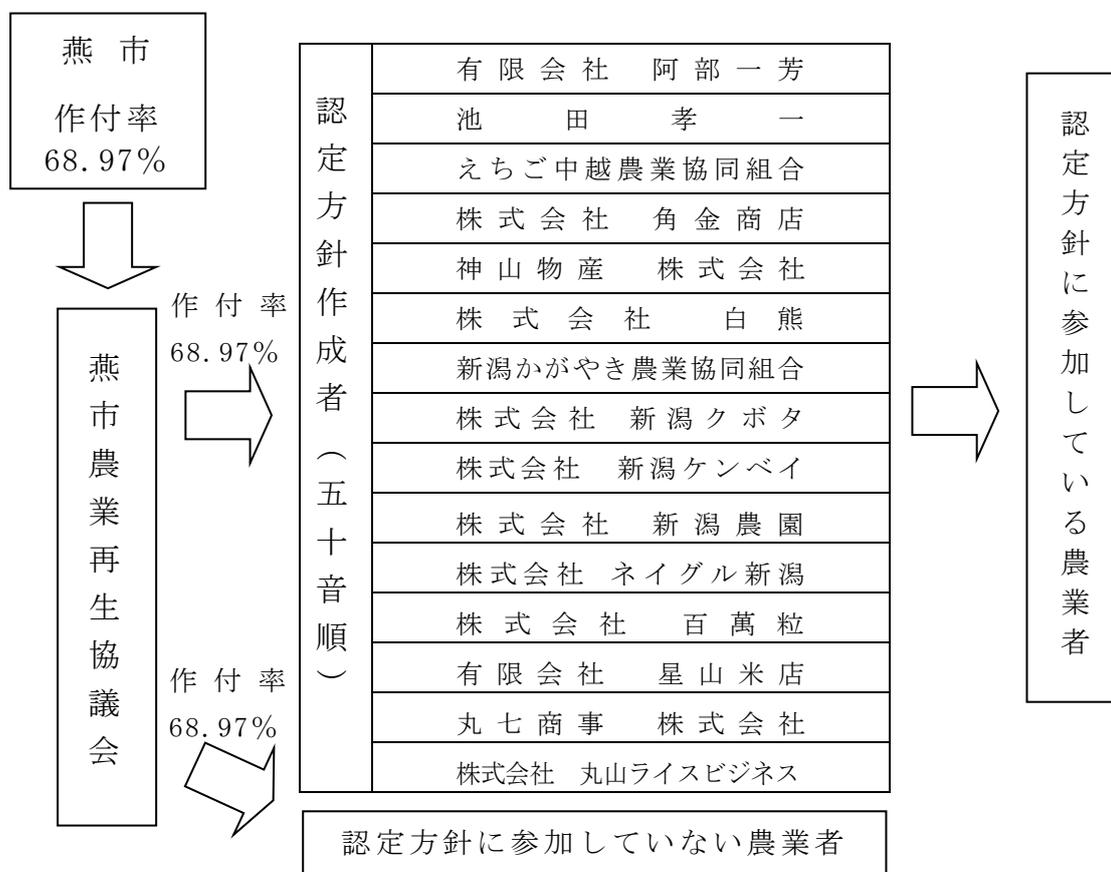
について、認定方針作成者との更なる連携強化等により、販売の拡大を図ります。

## 4 推進体制

### (1) 生産目標提示の流れについて

以下のとおり、認定方針作成者より生産目標を提示しますので、ご確認ください。

いずれの認定方針にも参加していない人には、燕市農業再生協議会より生産目標を通知します。



### (2) 加工用米について

①加工用米（うるち・もち）については、実需者との契約予定数量を面積換算し、実施計画書に記入してください。

（基準単収577kg、P12の加工用米等面積換算表参照）

②加工用米は、30kg（1袋）単位で調整し、確実に出荷してください。

### (3) 新規需要米について

①新規需要米（米粉用米、飼料用米、輸出用米、WCS用稲等）については実需者との出荷契約及び新規需要米取組計画書又は生産製造連携事業計画の作成が必要です。契約予定数量を面積換算し、実施計画書に記入してください。

（基準単収577kg、P12の加工用米等面積換算表参照）

②新規需要米は、30kg（1袋）単位で調整し、確実に出荷してください。

## 5 経営所得安定対策

### (1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） ※全国一律

- 諸外国との生産条件の格差により不利がある畑作物（麦・大豆・そば等）について経営安定のための交付金を直接支払います。
- 支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。面積払を受けた場合、数量払の交付時に面積払の交付額が控除されます。
- 認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象とします。

対象作物	単価(面積払)	単価(数量払)
麦・大豆	20,000 円/10a	等級により異なります ※別添の「経営所得安定対策と米政策」をご参照ください
そば	13,000 円/10a	

### (2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

- 米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。
- 収入保険制度と同時に加入することはできません。
- 認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象とします。

対象作物	米、麦、大豆、てん菜、でん粉原材料用ばれいしょ
補てん率	当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん

### (3) 水田活用の直接支払交付金

水田で大豆・新規需要米等を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田の活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

#### ①戦略作物助成 ※全国一律

対象作物	単価(円/10a)
麦・大豆・飼料作物	35,000
WCS用稲	80,000
加工用米	20,000
飼料用米・米粉用米	収量に応じ、55,000～105,000

※詳しい内容については、別添の「経営所得安定対策と米政策」をご参照ください。

## ②産地交付金（令和7年度）

水田収益力強化ビジョンに基づき、地域の特色のある魅力的な産品を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、産地づくりに向けた取り組みを支援します。

令和8年度の内容は国、県と協議中のため、詳細が決定しましたら認定方針作成者を通じてお知らせします。

支援内容		対象作物	単価 (円/10a)	交付要件等
県 設 定 支 援	安定生産支援	加工用米	10,000	低コスト生産の取組を2つ以上実施、 または、3年以上の複数年契約を締結
	低コスト生産支援	輸出用米	10,000	低コスト生産の取組を2つ以上実施
	生産性向上支援	米粉用米	10,000	生産性向上に資する取組を2つ以上実施
		WCS 飼料作物	5,000	
	新市場開拓用米取組加算	輸出用米	20,000	「新規需要米取組計画」の認定
	複数年契約取組支援	輸出用米	10,000	令和7年産～3年以上の新規複数年契約 ※ コメ新市場開拓等促進事業の支援対象 となっていること
	そば作付取組支援	そば なたね	20,000	農協等と需要者との間で締結された販売契 約に基づく農協等との出荷契約、または、需 要者との販売契約
地 域 協 議 会 設 定 支 援	生産性向上取組支援	大豆	9,000	対象品種：里のほほえみ、エンレイ ※明きよの設置等、排水対策の実施
	生産拡大支援（振興作物）	野菜 果樹	9,000	対象作物：たまねぎ、えだまめ、なす、ねぎ、 きゅうり、さといも、キャベツ、トマト、アスパラ ガス、ブロッコリー、そらまめ、いちじく
	生産拡大支援（えだまめ）	えだまめ	10,000	作付面積：3a以上
	生産コスト低減取組支援 （機械化一貫栽培）	たまねぎ	16,000	たまねぎの機械化一貫栽培

## 6 低コスト生産に取り組む農業者への支援（旧「水田リノベーション事業」）

実需者との結び付きのもとで、低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

事業名	対象作物	単価(円/10a)	交付要件
コメ新市場開拓等 促進事業	輸出用米	40,000	農業者等が実需者と販売契約を締結する 又はその計画を有していること(確実に契約 が締結されること) 本事業交付対象分には、戦略作物助成 (水田活用の直接支払交付金)や新市場開 拓用米取組加算(産地交付金)は支払われ ない ※1 米粉用米専用品種が対象 ※2 取組年数に応じ1～3万円/10a ※3 高収益作物は、加工・業務用が対象
	加工用米	30,000	
	米粉用米※1	90,000	
	酒造好適米※2	最大 30,000	
	多収品種加算	5,000	
畑作物産地形成 促進事業	麦・大豆 高収益作物※3等	40,000	

※本事業は国の予算の範囲内で、各地域再生協議会ごとにと取組ポイントを算出し、ポイントの高い地域から採択されます。そのため、国での審査の結果により採択されない場合がありますので、ご承知おきください。

## 7 市の補助について（内容は変更の可能性がります）

### 水稲・大豆関係（補助を受けるには申請が必要です）

補助金名		対象作物	単価(10aあたり)	補助要件/取組確認
転作物栽培支援補助金	重点作物補助金	麦・大豆	10,000 円以内	経営所得安定対策の交付の交付要件に準ずる
	大豆収量・品質向上加算補助金	大豆	収量補助: 燕市基準単収以上に出荷があった場合、 超えた分に対して交付 10 円以内/kg 品質補助: 1等…30 円以内/kg 2等…20 円以内/kg 3等…10 円以内/kg	
直播栽培推進補助金		全水稲	5,000 円以内	基準年の直播栽培面積からの増加面積に対して支援する。取組確認: 栽培記録カード、種子の購入伝票等
環境保全型農業取組支援補助金		全水稲	3,000 円以内	有機JAS認証米、新潟県特別栽培農産物認証米の栽培面積 ※エコファーマーであること
輸出用米等栽培促進補助金		輸出用米 米粉用米	10,000 円以内	経営所得安定対策の交付の交付要件に準ずる

### 園芸関係（補助を受けるには申請が必要です）

補助金名	対象作物	単価(10aあたり)	補助要件/取組確認
園芸作物産地化推進補助金	えだまめ たまねぎ	30,000 円以内	作付面積 3a 以上 経営所得安定対策の交付の交付要件に準ずる
水田収益力強化ビジョン推進作物補助金	野菜・果樹	15,000 円以内	対象作物: 水田収益力強化ビジョンに位置付けられた作物(P3 参照) 経営所得安定対策の交付の交付要件に準ずる

#### 【留意事項】国及び市の補助（P5～7）に共通する要件

- 営農計画書を提出していること。
- 販売目的で対象作物を 100 m<sup>2</sup>以上作付し、実際に販売すること。
- 十分な収量が得られるよう、適切な栽培管理を行うこと。（作付や管理が不適切と判断された場合は補助対象となりません。）
- 非主食用米については、販売契約を締結の上、国から取組計画の認定を受けること。

※各種補助制度や要件についてご不明な点、ご相談等がありましたら、燕市農業再生協議会事務局までお問い合わせください。

【注意】経営所得安定対策等、国の交付金及びこれに準ずる要件の市の補助金は、「交付対象水田」への作付のみ対象です。

営農計画書の「交付対象外（不作付地）」欄に「○」が入っている圃場は、対象作物を作付けしても交付対象面積として算定されません。十分ご確認ください。

## 8 令和8年産水稻生産実施計画書の書き方

- ・ 作付目標面積の範囲内での取り組みにご協力ください。
- ・ 計画書は1部配布いたします。濃いエンピツで記入してください。
- ・ 水田等面積欄の「水田面積（㎡）単位」で計画をたててください。
- ・ 実施計画書の記載内容により農業共済や各種補助事業の対象の判別を行いますので、記載内容に誤りがないようご注意ください。

### ◆ はじめに

1. 実施計画書は、基準日（1月1日現在）の燕市農業委員会農地基本台帳に記載されている農地（田・転換畑）を印字済みです。
2. 前年度の実施計画書の実施内容を記載してありますので、変更箇所は横線で消し、今年産で取り組む作物名を記入してください。（P11参照）
3. 1月1日以降に手続きのあった農地の異動は水田台帳に反映されません。変更が必要な場合は「農作業受委託契約書」または「水田台帳変更申請書（水稻生産実施計画書変更申請書）」による申請が必要です。

### ◆ 記入の手順

#### ● 住所・氏名・電話番号の確認をお願いします。

※住所・氏名は農業委員会の農家台帳と同じです。変更がある場合は、農業委員会への届出が必要となります。

※提出内容を確認させていただく場合がありますので、日中連絡が取れる連絡先を記入してください。

#### （1）水稻の作付ほ場を決める

#### ● 水稻は品種名まで記載してください。

#### ● 区分管理や直播栽培を行う場合は、必ずその旨記載してください。

※業務用米は、中食用や外食用として生産される主食用米のことです。

転作扱いとなる非主食用米ではありませんので、業務用米については主食用米と記載してください。

※ドローンによる直播栽培は「ドローン直播」、乾田直播栽培は「乾田直播」と記載してください。

#### （2）転作作物の作付ほ場を決める

● 1筆を全て転作作物に変更する場合、印字済みの内容を横線で消し、「水稻以外の作物名」及び「水稻以外の作物作付等面積」の欄に『作物名』及び『作付面積』を記入してください。

● 1筆を水稻と転作作物の両方に変更する場合、印字済みの内容を横線で消し、水稻と転作作物の『作物名』『品種名（水稻のみ）』『作付面積』を記入してください。『作付面積』の合計が1筆の水田面積を超えないよう注意して下さい。

- 水田収益力強化ビジョン推進作物（P3参照）を作付する場合は、作物名に加え、販売用もしくは自家用を記載してください。
- 作物名や品種名は「飼料用米 直播 新潟次郎」や「販売用トマト」のように具体的に記載してください。

### （３）加工用米等（新規需要米・加工用米）の記載欄の記入

- 新規需要米（米粉用米・飼料用米・WCS用稲・輸出用米）並びに加工用米（うるち・もち）は、出荷する数量【30kg（1袋）単位】を決め、「加工用米等面積換算表」をもとに面積を算出して、加工用米等記載欄にそれぞれ出荷予定数量・換算面積を記入してください。  
※新規需要米並びに加工用米について、数量確定後の変更は出来ません。
- 管理方式（一括管理、区分管理）に○を付けてください。

### （４）その他の記載事項等

#### 【ほ場基盤整備の該当者用】

1. ほ場基盤整備に該当する地番は「水稲以外の作物名」の欄に **ホ** と表示したうえで記入してください。  
例：揚水機場等農地でなくなる場合は・・・ **ホ** 補償田
2. 遺跡調査で一時的に作付けできない地番は「水稲以外の作物名」欄に「遺跡」と記入してください。

#### 【公共事業等の該当者用】

- 公共事業による残土置場や工事用道路等により、一時的に作付けできない地番は、「水稲以外の作物名」欄に「補償田」と記入してください。

#### 【水田面積の計算方法】（参照）

- 台帳面積から、下記の畦畔率分を除いたものが、水田面積となります。

1筆の台帳面積	畦畔率
100㎡未満の場合	0.0%
100㎡以上3,000㎡未満の場合	2.0%
3,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1.7%
5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1.5%
10,000㎡以上の場合	1.2%

令和8年(産) 水稻生産実施計画書及び経営所得安定対策に係る作付確認依頼書 兼 水稻共済耕地等明細書

【 記入例 】

提出期限  
20\*\*年2月\*\*日  
1/1

市町村名(コード)	213 燕市	共済組合名	新潟県
地区名(コード)	213 ○○地区		12345678
集落名(コード)	123 ○○○		
農業者番号	1234		
地域協議会名(コード)	001 燕市農業再生協		

押印不要です。

基準単収 58

(1) 加入を考えられている制度または対策に○を付けてください。

住所	959-0295 TEL 0256-77-9999 燕市吉田西太田1111番地
農業者氏名	燕 太郎

生産目標数量 (目安)	作付 (目安)	A	B	A-B
kg	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>

水稻共済	収入保険制度	収入減少影響緩和対策(ナラシ)
------	--------	-----------------

※加入にはそれぞれ要件があります。  
※加入には別途申請等が必要です。

農業者記載欄

耕地番号	分筆番号	地名地番	作期	台帳面積 水田等面積	水稻作付 (引受)面積	水稻以外の作物 作付等面積	水稻品種名 及び 栽培方法	水稻以外の作物名 及び 販売用又は自家用
0001	001	燕市○○字○○ 116		50 <sup>14</sup> 49 <sup>38</sup>	49 <sup>38</sup>		M: 552 減減栽培(50) コシヒカリ	
0002	001	燕市○○字○○ 117		6 <sup>12</sup> 5 <sup>99</sup>	5 <sup>99</sup>		<del>Y: 800 主食用水稻</del> <del>こがねもち</del> 輸出用米 ドローン直播 ゆきん子舞 (区分)	
0003	001	燕市○○町○丁目 118-1		58 58		58		P: 402 なす 自家用なす
		・		58 58		58		P: 403 たまねぎ 販売用たまねぎ
		・		30 <sup>30</sup> 29 <sup>78</sup>	<del>29<sup>78</sup></del>	29 <sup>78</sup>	<del>Y: 800 主食用水稻</del> <del>こしひがき</del>	販売用大豆
		・		20 <sup>10</sup> 19 <sup>69</sup>	19 <sup>69</sup>		Y: 800 主食用水稻 コシヒカリ	
		・		8 <sup>98</sup> 8 <sup>80</sup>		8 <sup>80</sup>		P: 150 大豆 販売用大豆
		・		25 <sup>27</sup> 24 <sup>76</sup>		24 <sup>76</sup>		<del>J: 281 自己採集管理</del> 助成対象外 自家用なす
合計				142 <sup>07</sup> 139 <sup>56</sup>	A <del>101<sup>94</sup></del> 75 <sup>06</sup>	<del>34<sup>72</sup></del> 64 <sup>50</sup>		

(2) 水稻は品種名まで記載してください。  
区分管理や直播栽培を行う場合は、必ずその旨記載してください。※ドローンによる直播栽培は「ドローン直播栽培」と記載してください。乾田直播は「乾田直播栽培」と記載してください。

(3) ビジョン作物を栽培する場合は、印字済みの内容を横線で消し「水稻以外の作物作付等面積」の欄に記入ください。その際、販売用もしくは自家用の記載をしてください。

(4) 新規需要米(飼料用米、輸出用米、米粉用米、WCS用稲等)並びに加工用米等は出荷する数量「30kg(1袋)単位」を決め、「加工用米等面積換算表」を基に面積を算出し、それぞれ出荷予定数量・換算面積を記入してください。また、管理方式に○を付けてください。区分管理を選択された方は(3)のように(区分)と記載し、筆を特定してください。

★水稻及びビジョン作物の作付を計画する際は、P11の「実施計画書記入時に注意いただきたい作物一覧表」をご確認ください。

【備考】面積貸借がある人はご記入ください

集落名	氏名(経営主)	貸出面積	借受面積	差引
		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
合計				

加工用米等記載欄	新規需要米				加工用米		備蓄米	合計
	飼料用米	輸出用米	米粉用米	その他	うるち	もち		
管理方式(○をつける)	一括・区分	一括 (区分)	一括・区分	一括・区分	一括 (区分)	一括・区分	一括	
数量	kg	348 kg	kg	kg	150 kg	kg	kg	498 kg
面積	a m <sup>2</sup>	B a m <sup>2</sup> 8 <sup>57</sup>						

# 「実施計画書」記入時に注意いただきたい作物一覧表

■ 水稻にて直播栽培、県認証米及び区分管理等の取り組みを行う場合は一筆ずつ特定できるように記載してください。

■ 下記作物は必ず「販売用」か「自家用」の記載してください。

## 【水稻】

## 【ビジョン作物(大豆・野菜・果樹)】

「水稻品種名及び栽培方法」の欄に記入する項目		
水稻品種名・栽培方法 等		
主食用水稻	コシヒカリ コシヒカリ(県認証) 等	区分管理の場合は 実施計画書の一筆ごとに (区分)と記載してください。  ※加工用米等の一括管理 を行う場合は筆の特定は 不要です。
飼料用米	新潟次郎 等	
飼料用米(直播)	新潟次郎 等	
輸出用米	コシヒカリ 等	
輸出用米(直播)	ゆきん子舞 等	
加工用米	ゆきん子舞 等	
加工用米(直播)	ゆきん子舞 等	
直播栽培	コシヒカリ コシヒカリ(県認証) 等	
無無栽培	コシヒカリ コシヒカリ(県認証) 等	
減減栽培(50)	コシヒカリ(直播) コシヒカリ(県認証) 等	
減減栽培(70)	コシヒカリ(直播) コシヒカリ(県認証) 等	
WCS(直播)		

ドローンで直播栽培を行う場合は「ドローン直播」と記載してください。乾田直播栽培は「乾田直播」と記載してください。

「水稻以外の作物名及び販売用又は自家用」の欄に記入する項目	
作物名等	
大豆	販売用/自家用を必ず記載してください
いちじく	
きゅうり	
トマト	
なす	
キャベツ	
長ねぎ	
たまねぎ	
さといも	
えだまめ	
アスパラガス	
ブロッコリー	
そらまめ	

※上記以外の作物を栽培する場合でも作物名の他、販売用、自家用の記載をお願い致します。

## 令和8年度 加工用米等面積換算表

【 新規需要米(飼料用米、輸出用米、米粉用米、WCS用稲等)並びに加工用米(うるち・もち) 】

**基準単収 577 kg/10a**

(577kg/10a)・{数量÷0.577=面積(m<sup>2</sup>)}

数量 (kg)	換算面積 (m <sup>2</sup> )										
30	51	750	1,299	1,470	2,547	2,190	3,795	2,910	5,043	3,630	6,291
60	103	780	1,351	1,500	2,599	2,220	3,847	2,940	5,095	3,660	6,343
90	155	810	1,403	1,530	2,651	2,250	3,899	2,970	5,147	3,690	6,395
120	207	840	1,455	1,560	2,703	2,280	3,951	3,000	5,199	3,720	6,447
150	259	870	1,507	1,590	2,755	2,310	4,003	3,030	5,251	3,750	6,499
180	311	900	1,559	1,620	2,807	2,340	4,055	3,060	5,303	3,780	6,551
210	363	930	1,611	1,650	2,859	2,370	4,107	3,090	5,355	3,810	6,603
240	415	960	1,663	1,680	2,911	2,400	4,159	3,120	5,407	3,840	6,655
270	467	990	1,715	1,710	2,963	2,430	4,211	3,150	5,459	3,870	6,707
300	519	1,020	1,767	1,740	3,015	2,460	4,263	3,180	5,511	3,900	6,759
330	571	1,050	1,819	1,770	3,067	2,490	4,315	3,210	5,563	3,930	6,811
360	623	1,080	1,871	1,800	3,119	2,520	4,367	3,240	5,615	3,960	6,863
390	675	1,110	1,923	1,830	3,171	2,550	4,419	3,270	5,667	3,990	6,915
420	727	1,140	1,975	1,860	3,223	2,580	4,471	3,300	5,719	4,020	6,967
450	779	1,170	2,027	1,890	3,275	2,610	4,523	3,330	5,771	4,050	7,019
480	831	1,200	2,079	1,920	3,327	2,640	4,575	3,360	5,823	4,080	7,071
510	883	1,230	2,131	1,950	3,379	2,670	4,627	3,390	5,875	4,110	7,123
540	935	1,260	2,183	1,980	3,431	2,700	4,679	3,420	5,927	4,140	7,175
570	987	1,290	2,235	2,010	3,483	2,730	4,731	3,450	5,979	4,170	7,227
600	1,039	1,320	2,287	2,040	3,535	2,760	4,783	3,480	6,031	4,200	7,279
630	1,091	1,350	2,339	2,070	3,587	2,790	4,835	3,510	6,083	4,230	7,331
660	1,143	1,380	2,391	2,100	3,639	2,820	4,887	3,540	6,135	4,260	7,383
690	1,195	1,410	2,443	2,130	3,691	2,850	4,939	3,570	6,187	4,290	7,435
720	1,247	1,440	2,495	2,160	3,743	2,880	4,991	3,600	6,239	4,320	7,487

※ 換算表にない数量は、次のように計算してください。

数量kg ÷ 0.577 =面積m<sup>2</sup> (m<sup>2</sup>未満切捨て)

※ 数量kg ÷ 30kg/1袋 =袋数(1袋未満切り上げ)

## 9 地域計画の概要

### 1) 人・農地プランから地域計画へ

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取り組みを加速することが喫緊の課題です。

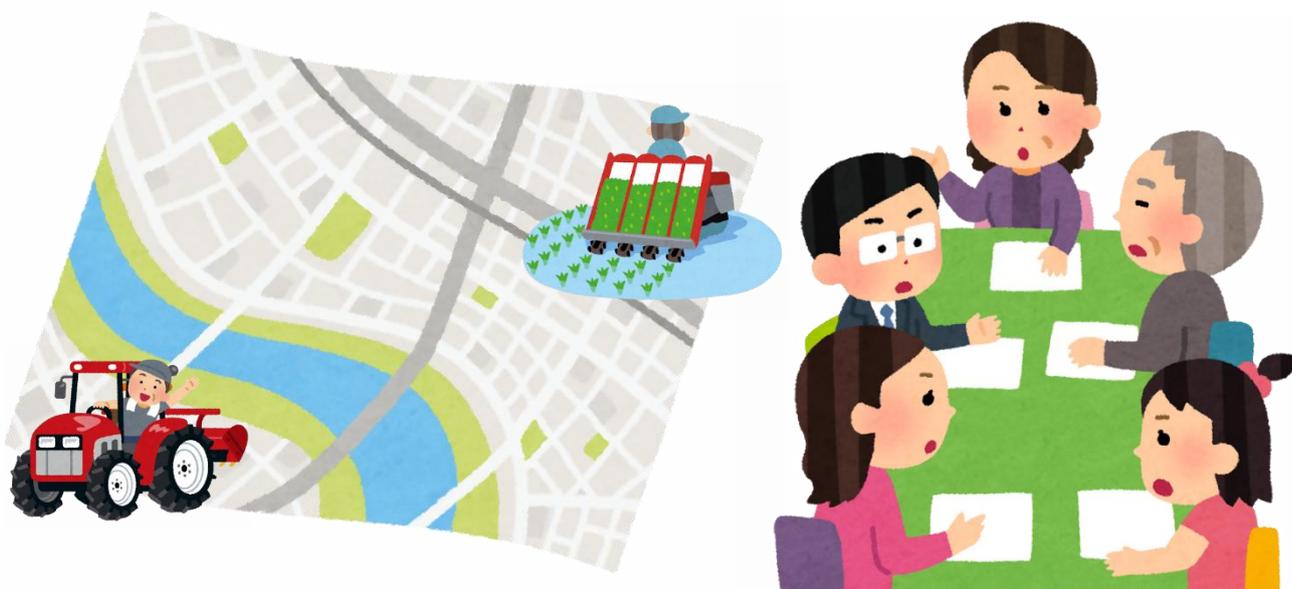
これらの課題解決に向けて『地域農業の将来方針』や『今後の地域の中心となる経営体』を取りまとめた『人・農地プラン』を作成していましたが、より担い手への集積・集約化を進めるため10年後の耕作者を明確にした『目標地図』を新たに追加した『地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)』を作成することが令和4年5月の農業経営基盤強化促進法改正により成立し、令和5年4月1日に施行されました。

### 2) 地域計画とは

地域計画とは地域の農業者等による協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための地域の目標である『地域農業の将来の在り方』と、目標達成に向けた今後の農地利用を明確にした『目標地図』により構成される『地域農業の未来の設計図』です。

燕市では、令和7年3月末に23地域について地域計画を策定しました。

地域計画は策定して終わりではなく、今後も必要に応じて話し合いを継続し、それぞれの地域の実情に沿った計画に更新していきます。



## 10 農地の賃貸借手続について

農業経営基盤強化促進法の改正により、地域計画の策定以降、同法による農地の権利移動が廃止となりました※。

そのため令和7年4月以降は、農地中間管理機構（農地バンク）を利用した貸借、または農地法第3条による貸借を行う必要があります。

### 【各手続きの比較】

	農地中間管理事業による貸借	農地法第3条による貸借
根拠法令	農地バンク法	農地法
契約方法	農地中間管理機構を介した契約	相対で契約
賃借料	金納	金納
申請方法	燕市農政課へ届出	農業委員会へ申請

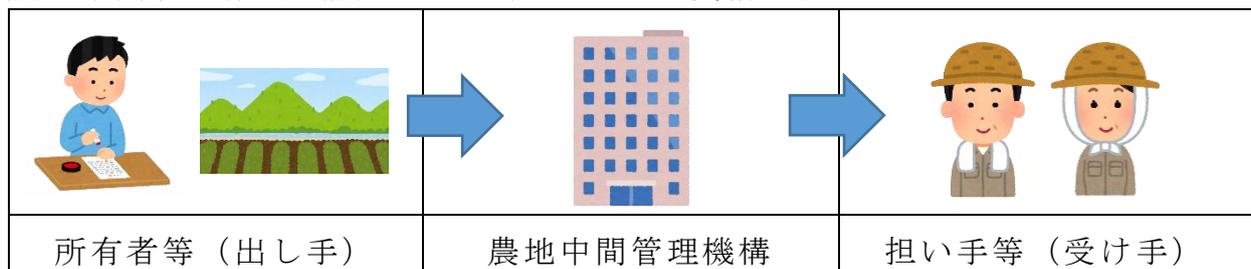
※令和7年4月以降に終期を迎える契約は、契約満了日まで有効です。

## 11 農地中間管理事業とは

農地中間管理機構（農地バンク）が地域計画に基づき所有者等（出し手）から農地を借り受け、担い手等（受け手）へ貸し付けを行うことで農地の集積・集約化を進める事業です。

新潟県では平成26年に公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理機構に指定されており、市・農業委員会・JA・土地改良区などと連携し農地中間管理事業を進めています。

農地中間管理機構（農地バンク）を通じた貸借の流れ



# 収入保険がサポートします！



農業経営には様々な**リスク**があるんだよね…

自然災害で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



## 収入保険のポイント

- 全ての農産物を対象に、自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少を補償します。※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。
- 農業者ごとに基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。(例えば、基準収入が1,000万円の方の収入がゼロになった場合でも、最大810万円まで補償します。)  
※基準収入とは、過去5年間の農業収入の平均額です。
- 保険料等は、基準収入が1,000万円としたとき、保険方式+積立方式で90%補償の場合は保険料10.8万円、積立金22.5万円、付加保険料2.2万円です。保険料等には50%、積立金には75%の国庫補助があります。
- 保険金等のお支払いが見込まれる場合は、無利子のつなぎ資金の貸付を受けることができます。
- 安い保険料で加入できるタイプもあります。(補償の下限を選択すれば、保険料が最大で約4割安くなります。10.8万円→6.1万円)

・ 収入保険は青色申告者が対象です。

・ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。

○ 詳しくは【新潟県農業共済組合 新潟支所 収入保険課】までお問い合わせください。  
☎ 025 - 282 - 9292

## 13 「5年水張りルール」について

国は令和9年度に、水田施策を根本的に見直し、水田活用直接支払交付金を、作物ごとの生産性向上への支援へと転換するとしています。

これにより、過去5年間に一度も水稲作付け又は水張りが行われていない農地を交付対象外農地とする「5年水張りの要件」は求められません。

現行水活の令和8年の対応としては、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取り組み※を行った場合、水張りしなくても交付対象とするとしています。

### ※連作障害を回避する取組（いずれかを実施）

- ・ 土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む）の施用
- ・ 土壌に係る薬剤の散布
- ・ 後作緑肥の作付け
- ・ 病虫害抵抗性品種の作付け

※取組実施は、経営所得安定対策の申請時に添付が必要な「クロスコンプライアンスのチェックシート」により行います。

令和8年度実施計画書の「水張り最終年」欄に「R8」等と記載のある圃場が対象です。

## 14 環境負荷低減の取組の「見える化」について

農林水産省は「みどりの食料システム戦略」に基づき、持続可能な食料システムを構築するため、食料システム全体での環境負荷低減の取組や国民理解の醸成に向けて、環境負荷低減の取組の「見える化」を推進しています。ガイドラインに基づき、「温室効果ガス削減への貢献」や「生物多様性の保全」の取組を等級ラベルで表示することで、生産者の環境負荷低減の努力が消費者に伝わり、農産物を選択できる環境を整えます。

詳細は、農林水産省のホームページをご確認ください。

こちらの二次元コードからアクセスできます→



[https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being\\_sustainable/mieruka/mieruka.html#mieruka\\_join](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/mieruka.html#mieruka_join)

## 15 環境保全型農業直接支払交付金について

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援するものです。

### (1) 対象者

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

対象となる農業者の要件

- ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
- ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

### (2) 対象となる取組

化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い以下の取り組み

#### 【全国共通取組】

有機農業・堆肥の施用・緑肥の施用・総合防除・炭の投入

栽培期間中の化学肥料・化学農薬不使用栽培

#### 【地域特認取組】

なし（冬期湛水管理等一部取り組みは多面的機能支払交付金へ移管）

支援単価・申請手続等の詳細については、市ホームページをご覧ください。

燕市ホームページー環境保全型農業直接支援交付金

[https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/sangyo\\_shinko/3/4/885.html](https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/sangyo_shinko/3/4/885.html)

こちらの二次元コードからアクセスできます→



## 16 多面的機能支払交付金について

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。

また、これらの活動により、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮させるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

当該交付金は、（１）農地維持支払交付金と（２）資源向上支払交付金に大別されます。

### （１）農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動への支援。

対象組織：農業者のみで構成される活動組織・農業者及びその他の者  
（地域住民、団体など）で構成される活動組織

対象活動：地域資源の基礎的な保全活動（農地法面の草刈り、水路の泥上げ等の保全活動など）、地域資源の適切な保全管理のための推進活動（保全管理の目標に即した検討会、調査など）

### （２）資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動への支援。

対象組織：農業者のみで構成される活動組織・農業者及びその他の者  
（地域住民、団体など）で構成される活動組織

対象活動：施設の軽微な補修、農村環境保全活動（外来種の駆除、ビオトープづくりなど）、多面的機能の増進を図る活動、環境負荷低減の取り組み（令和7年度より）

支援単価・申請手続等の詳細については、農林水産省ホームページをご覧ください。

農林水産省ホームページー多面的機能支払交付金

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen\\_siharai.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html)

こちらの二次元コードからアクセスできます→



## 17 農地をウェブで検索できます（eMAFF農地ナビのご案内）

eMAFF農地ナビは、市町村および農業委員会が整備している地図について、農地台帳及び農地に関する農地法に基づき農地情報をインターネット上で公表するサイトです。

どなたでも登録不要で農地を確認することができます。ぜひご利用ください。

**eMAFF農地ナビ >> <https://map.maff.go.jp/>**

🏠📱 「農地ナビ」で検索  🔍



## 18 農政課情報発信メールのご案内

燕市農政課では、農作物の生育状況や管理対策、補助金の申請期間など、農業経営に役立つ情報を eメールでお届けしています。

登録がお済みでない方は、ぜひ eメールアドレスをご登録ください。



こちらの二次元コードから  
簡単に登録できます♪

配信情報の例

- ・ 稲作情報
- ・ 北陸農政局新潟県拠点かわら版
- ・ 研修のご案内

## 19 リンク集

関連団体等のサイトの二次元コードを掲載しています。

燕市農政課(生産者向けページ)	燕市農業委員会
	
農林水産省	北陸農政局
	
新潟県農林水産部	三条地域振興局農業振興部
	
JA新潟かがやき	新潟県農業共済組合
	
西蒲原土地改良区	燕市農業再生協議会
	

令和 8 年度燕市水田農業経営の推進方針

発行：燕市農業再生協議会

【事務局】 燕市産業振興部農政課

電 話：(0256)77-8245

F A X：(0256)77-8504

メール：[nousei@city.tsubame.lg.jp](mailto:nousei@city.tsubame.lg.jp)